

# Vリーグ肖像権規程

## 第1条 【目的】

この規程は、一般社団法人日本バレーボールリーグ機構（以下、Vリーグ機構）の登録規程に従って登録された構成員（選手および役員）の肖像等に関することを定めることを目的とする。

## 第2条 【肖像等の定義】

この規程において、「肖像等」とは、個人の動画、静止画、イラスト、サイン、氏名、ニックネーム、似顔絵、音声等をさす。

## 第3条 【規程の基本的な考え方】

Vリーグ機構および登録チーム（以下、チーム）は、肖像等を商業的に利用する権利（以下、肖像権）は、各人に固有の権利であることを尊重し、この固有の権利が外部から侵害されることを防ぎ、全体の権利と義務の調整を行なうことを基本とする。

## 第4条 【届出】

構成員の肖像等を利用しようとする場合は、それが営利目的であるか非営利目的であるかを問わず、別途定める様式によってVリーグ機構に届け出なければならない。

ただし、チームの体育館内や事務所等での利用に限られ外部に出ることのないもの、および報道を目的とするものについては、届け出る必要はない。

## 第5条 【承認の管理】

チームは、肖像権の利用を承認すべきものと判断したものについて、承認番号を発行しその利用について管理すること。また、承認したことにより発生するあらゆる責任はチームにあるものとする。

## 第6条 【チームが承認できる肖像権の範囲】

チームが承認できる肖像権の利用範囲は、次のとおりとする。

- (1) チームおよび大会の広報、告知を目的とした、ポスター、チラシ、会報誌、入会案内、WEBでの露出、メディアへの出演およびそれに類するもの
- (2) 出版物、商品販売のうち、大会プログラム、ファンクラブ配布物、チームカレンダー、チームオリジナルグッズおよびそれに類するもの
- (3) 大会の予告と結果についての報道およびスポーツの啓発・普及を目的とする報道に関するもの
- (4) チームを所有する企業または団体が、自社または自団体の広告宣伝を目的として行うもの

## 第7条 【承認の申請を要するもの】

次のものについては、チームでは承認ができない。所定の手続きに従って申請し承認を得ること。

- (1) 肖像権を利用しようとするものが、第三者（企業、その他）である場合は、公益財団

- 法人日本バレーボール協会（以下、JVA）の規程によりJVAに申請すること。
- (2) 全日本登録選手が、全日本代表として活動している状況における肖像権の利用についても、JVAの規程によりJVAに申請すること。
  - (3) 第6条の範囲にあっても、複数のチームにまたがる場合は、Vリーグ機構に申請して承認を得ること。ただし、複数チームを持つ社員が複数チームをまたがる形で使用する場合は、Vリーグ機構に申請・承認を要しない。
  - (4) チームを所有する企業または団体の、親会社、グループ会社、兄弟会社、関連会社もしくはそれらと同様の支配関係にある団体等の広告宣伝等の目的で使用する場合は、Vリーグ機構に申請し承認を受けなければならない。

#### 第8条 【Vリーグ機構の管理】

- ① Vリーグ機構は、第4条によりチームから届出があった案件について、台帳に記入するとともに、受領の証をチームに返送する。台帳の管理責任者は、事務局長とする。
- ② 第7条（3）、（4）項に基づき、申請があったものについては、事務局長の発議に基づき、代表理事が承認の決裁を行なう。
- ③ Vリーグ機構は、承認を与える基準を別途内規として定め、チームに公表する。

#### 第9条 【肖像等の利用の禁止】

次に該当するものについては、肖像等を使用することを禁止する。

- (1) 政党その他政治団体、選挙活動または宗教活動に関するもの。
- (2) 風俗営業に類するもの。
- (3) 意見広告や売名を目的での利用およびそれに類するもの。
- (4) 青少年の健全育成に悪影響を及ぼす虞のあると判断されるもの。
- (5) 責任の所在、内容等が不明確なもの又は誇大、不当表示その他表現方法等が不適切なもの。
- (6) 人権侵害や名誉毀損、各種差別的な内容のもの。
- (7) 反社会的な内容のもの。
- (8) 公序良俗に反するもの。
- (9) その他、スポーツ、バレーボールの普及・発展やVリーグ機構の目的に照らして著しく相応しくないと代表理事が認めたもの。

#### 第10条 【Vリーグ機構の肖像権の使用】

Vリーグ機構が、肖像権を使用する権利に関しては、Vリーグ機構規約第94条による。

#### 第11条 【改正】

本規程を改正しようとするときは、運営会議の発議に基づく理事会の決議により、これを行う。

#### 附 則

本規程は、平成19年11月1日から適用する。

## 改正

平成 23 年 5 月 1 日

J V A 肖像権の規定改正に伴い、チーム所有企業または団体が広告宣伝に使用する権利をチームに与えるよう、第 6 条（4）、第 7 条（4）、第 8 条②に、③を追加した

V リーグ機構が肖像権を使用する場合についての規定が抜けていたので第 10 条を追加した

本改正は、平成 23 年 4 月 15 日 V リーグ機構理事会にて承認された